看護小規模多機能型居宅介護 自主点検表

事業所番号				
事業所名				
所在地				
電話番号				
法人名				
法人代表者 職・氏名				
管理者名				
記入者 職・氏名				
記入年月日	令和	年	月	日

前橋市福祉部指導監査課

自主点検に当たっての留意事項

1 自主点検表の目的

この自主点検表は指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行うに当たり、遵守すべき法令、条例及び通知等に基づき作成しています。本自主点検表を用いて事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検・評価を行うことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただくことを目的としています。

2 自主点検表の利用方法

[自主点検の実施時期]

最低でも年1回行うこととし、事業者自らが必要と思う時期に定期的に点検を行ってください。

[自主点検を行う者]

自主点検は事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に原則として複数の者で行うこととしてください。

[点検方法]

各項目の「評価事項」に対して、次の区分により、「評価」欄に自主点検した結果を記入します。

できている · · · A 一部できている · · · B できていない · · · C 該当なし · · · =

評価事項欄にチェックボックス□のあるものは、該当するものを■とし、自主点検の際に評価の参考にしてください。

[点検後の対応等]

点検を行った結果、「評価」欄がB、Cに該当した項目については、原因分析を行うともに、速やかに必要な改善策を講じてください。なお、人員欠如や報酬請求上の基準欠如等、重大な事態が明らかになった場合は速やかに介護保険課まで連絡をしてください。介護保険給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要な場合があります。

[点検結果の共有]

点検を行った結果及び改善事項については、事業所内研修等で全従業者と共有し、サービスの質の向上に活用してください。

[点検結果の保管]

作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、適切に保管を行い、市が行う運営指導時等に求めがあった際には提示をお願いします。

3 摘要欄の表記(根拠法令等)

[法] 介護保険法(平成9年法律第123号)

[規則]介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

[条例]前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年前橋市条例第42号)

※(準用第204条)とあるものは、他の事業の条文を準用しています。

[解釈]指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)

※[解釈]第3-8は、「第3地域密着型サービス」の「八看護小規模多機能型居宅介護」を表します。

- [報酬]指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
- [留意]指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)

上記以外の根拠法令等は、正式名称を記載しています。

第1 一般原則及び基本方針

項目	評	価	事	項	評	価	摘	要
1 指定地域密 着型サービ スの事業の	格を尊重 供に努め	して、常に利用っていますか。	事業者は、利用る 者の立場に立った	ミサービスの提)	〔条例〕 〔解釈〕 4(1)	
一般原則	ビスの事 を重視し 居宅サー	業を運営するに、市町村、他の ビス事業者その	事業者は、指定り 当たっては、地切 地域密着型サーで 他の保健医療サー の連携に努めてい	或との結び付き ビス事業者又は -ビス及び福祉	(
	護、虐待	の防止等のため の従業者に対し	事業者は、利用を 、必要な体制の 、研修を実施する	整備を行うとと	()		
	【虐待の防止 務】	に係る措置は、	令和6年3月31日	まで努力義				
	ビスを提	供するに当たっ 情報を活用し、	事業者は、指定5 ては、介護保険等 適切かつ有効に行	等関連情報その	()		
2 指定看護小 規模多機能 型居宅介護		『指定小規模多機	宅介護の事業は、 能型居宅介護の		()	〔条例〕	第192条
の基本方針	要介護 能な限り した日常 支援し、	その居宅におい	合においても、そ て、その有する ができるよう、そ 持回復及び生活材 ればならない。	も力に応じ自立 その療養生活を				
	要介護 の拠いて お 浴 、 機能 い に 応 じ た し た た い が た が た り た り た り た り た り た り た り た り た	通わせ、若しく 家庭的な環境と つ、食事等の介 練を行うことに の居宅において	介護の基本方針の居宅において、 の居宅間間においされ、 は短期間民との日常に 地域をの、利用者が は立しにない 自立ければない。 ないない。	せ、当該拠点に 荒の下で、入 生活上の世話及 その有する能力 舌を営むことが				

第2 人員基準

項	目	評	価	事	項	評	価	摘	要
1 従業 数等		• ′ ′ ′	イト型以外の場合】 ト規模多機能型居宅ク	↑護従業者				〔条例〕 〔解釈〕 2(1)	第193条 第3-8-
		護小規模	護小規模多機能型居写 多機能型居宅介護の抗 置していますか。						
		で、 増する	及び深夜の時間帯以夕 「通いサービス」の和 ごとに1以上及び「記 2以上配置しています	川用者の数が 3 訪問サービス」	又はその端数を	()		
		て1以	及び深夜の時間帯は、 以上及び宿直勤務に当 以上配置していますか	áたる者を当該?		()		
		にて	で間及び深夜の時間帯 二、宿泊サービスの利 「設定し、これに対応 型居宅介護従業者を確	J用者の生活サイ ここの要な看記	イクル等に応じ				
			日中の 持間帯 PM :	夜間・ 深夜の 時間帯 AM	: ~ :				
		上夜なけて老阪ひだ	計学・では、 計学・では、 対名とでは、 対名とでは、 であるでは、 はない。 があるでは、 であるでは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 があるがは、 がない。 はない。	及び深夜の時間 計2名で変して ととするためを おを受けたのかな は で は で で で で で で で で で で で で で が は で で が 後 が る た が る た で う に っ で う に う に う に う に う に う に う に う に う に う	間帯を通じて、 は要のはないでででででである。をものできいるのででででででででででででいる。 をでででででででででででででででででででででででででででででででででででいる。 は、これででででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 ででででいる。 ででででいる。 でででいる。 ででいる。 ででいる。 でいるではいる。 でいるではいるではいる。 でいるではいるではいる。 でいるではいるではいる。 でいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるで				
			刊用者の数は、前年度 f規に指定を受ける場			()		
		3 1007	逆業者のうち1以上の なっていますか。		· =	()		
		④ ①の役 保健的 う。)	逆業者のうち、常勤技 市、看護師又は准看護 となっていますか。	雙師(以下、「語	看護職員」とい	()		
		問り同意	話定看護小規模多機能 看護事業者の指定を 対規模多機能型居宅介 可じ事業所で一体的に 時間看護における看護 が換算方法で2.5以 このとみなすことがで	併せて受け、 護と指定訪問に 運営されて員基 職員の人員基準 とし、員人員基準	かつ、指定看護 看護の高にする場合にする 作を満たす(常 戦員数)ことに				

項目	評	価	事	項	評	価	摘 要
1 従業者の員 数等(続き)	うち、 ※ 看i 行 ビ	ービス及び訪問サー 1以上の者は、看記 護職員は、日中の近 う各サービスで1名 ス提供時間帯を通しれる職員配置とする	護職員となってい 通いサービスと記 名以上必要であり ごて必要な看護す	ハますか。 坊間サービスを)、日中のサー	()	
	深夜の 務に当 時間帯	ービスの利用者がい時間帯を通じて夜にたる従業者を置かれた。 たる従業者を置かれた。 を通じて利用者にする。必要な連絡体制を	間及び深夜の勤えない場合には、そ ない場合には、そ 対して訪問サート	务並びに宿直勤 を間及び深夜の ビスを提供する	()	
	まで、 で、看 職務に	護小規模多機能型別いずれかに掲げる対 護小規模多機能型別 従事する場合は、 でいますか。	施設等が併設され 居宅介護従業者	れている場合 が当該施設等の	()	
	イ 指 ウ 指	定認知症対応型共同定地域密着型特定域密着型介護等 定地域密着型介護等 護医療院	施設	听			
	(2) 介護支						
	居宅介	に係る居宅サービ 護計画の作成に専 ますか。			()	
	は の 能	護支援専門員は、利 、当該指定看護小規 他の職務に従事し、 型居宅介護事業所に 設等の職務に従事で	見模多機能型居宅 又は当該指定程 に併設する上記(三介護の事業所 言護小規模多機 1) ⑦に掲げる			
		援専門員は、別に「機能型サービス等」 すか。			()	

項目	評	価	事	項	評	価	摘	要
1 従業者の員数等(続き)	・※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ が置は小行き サつい看切帯る サつる サつラ員き宅めテく、規わる テいて護にを。 テい。 テいイには介るラベ本模れ。 ラて宿小行通 ラて ラてト対、護研イき体多る イ、直規おじ イは イは型し介計修	までである。 は、大変動模れて、ト、トで指で護画で でででいる。 ででででいる。 ででででいる。 でででででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 ででででいる。 ででででいる。 ででででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 ででいる。 でででいる。 でででで、 でででででで、 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	見規提よ事き 規時者介るう 規数 規介多計代従型置機供り業は 模間に護と従 模は 模護機画え事サく 修当該の2 機をり業は者 機勤 機援型作、るビとを に対して を	を大きないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、				
2 管理者	職の※①②②③※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※	でよりでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	居宅介養と 選び と	は理が事ののよ事テ居る所護 す業で業職 員合 所シ介合 管規 を	(第194条 第3-8-

項目	評	価	事	項	評	価	摘	要
2 管理者(続き)	ター、居 、	護老人保健施設 養養事業所、指 変養を動力で、3年 のででである。 でででである。 でででである。 でででできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でい。 でいる。	ホーム、老人ディスを原で、大きなので、大きなのでは、大きなのでは、大きないないでは、大きないのでは、まないのでは、まないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないでは、ないのではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	指定小規模多機 共同生活介護と 大きの大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの	()		
	・ 管理者 ・ 保健等 ・ 保保等 しない	者としてふさわり 市助産師看護師活 第3項の規定によ を命ぜられ、業利 い者に該当しない	_ 0	もの。 津第203号)第 護師の業務の 「後2年を経過				
	務に後 ・ 管理者 供する	送事した経験の 者としての資質で る研修等を受講し	を確保するために していることが旨	に関連機関が提 望ましい。				
3 指定看護小 規模多機能 型居宅介護 事業者の代 表者	ター、介護老型所、指定知知 型居宅がである。 型居においては、 では、 では、 では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	人保健施設、介 業サースを サースを で が で が で が で が で が で る で る で る で る で る	ーム、老人ディイ 護医対応型共同生 症対の従業者、 所等のしたといる。 には福祉に関係した。 には福祉に関係した。 では福祉に関係して、 ののでは、 の。 ののでは、 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	小規模多機能 活問介護事員 訪問すると が大臣がと がでいる がでいる がでいる がでいる がでいる がでいる がでいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	()	【条例】 〔解釈〕 2(3)	第195条 第3-8-
	・ 代表者 ・ 保健館 14条第 停止を しない	者としてふさわり 市助産師看護師活 第3項の規定によ を命ぜられ、業績 い者に該当しない	_	らもの。 津第203号)第 護師の業務の で後2年を経過				
	務に後・ 管理者	送事した経験のる 者としての資質を	護、訪問看護又は ある者。 を確保するために していることが≦	ニ関連機関が提				

第3 設備基準

項	i B	評	価	事	項	評	価	摘	要
1	登録定員及 び利用定員	(2) 1日 は、	定員は29人以下と当たりの同時にサー以下のとおりとなっ	-ビスの提供を受け っていますか。	- A	()	〔条例〕 〔解釈〕 3(1)	第196条 第3-8-
		*	通いサービス:登録 登録定員が25人を 定員まで ・登録定員26人又	:超える場合は、次	に定める利用				
			6人 ・登録定員28人の ・登録定員29人の)場合、利用定員1	7人				
		_	宿泊サービス:通レ から9人まで	いサービスの利用定	員 の3分の1				
			ライト型事業所は、 すか。	登録定員が18人	、以下となって	()		
		2	通いサービス:登録 宿泊サービス:通レ から6人まで						
2	設備及び備 品等	害に	、食堂、台所、宿泊 際して必要な設備、 提供に必要な設備及	指定看護小規模多	機能型居宅介	()	〔条例〕 〔解釈〕 3(2)	第197条 第3-8-
		確保	及び食堂は、機能を :していますか。	_ , , , , , , , , , , , , , , ,		()		
			通いサービスの利用 事業所は、居間及び の処遇に支障がない 当たり3㎡以上)を	が食堂を合計した面 いと認められる十分	積は、利用者				
		*	室の定員は1人とた 利用者の処遇上必要 ることができる。	-	は、2人とす	()		
		*	室の床面積は、7. 病院又は診療所であ ある宿泊室の床面積 ることができる。	る場合であって、	定員が1人で	()		

項目	評	価	事	項	評	価	摘 要
2 設備及び備 品等(続き)	室」といっ の宿泊室の 方メート/ を減じた数	う。) 以外の宿泊 の面積を合計した いに宿泊サービン 数を乗じて得たi	(以下この項目に 的室を設ける場合 た面積は、おおも スの利用定員から 面積以上とするも された構造となっ	計は、個室以外 計ね7.43平 計画室の定員数 いのとし、利用	()	
			された居間につい 含めることができ				
	て、当該記	診療所の病床を 征	居宅介護事業所か 宿泊室として兼用 供に支障がない場	目する場合は、	()	
	とは差	きし支えないが、	宮泊室として柔軟 当該病床のうち として確保してお	1 病床以上は			
			護小規模多機能なっていますか。	型居宅介護の	()	
	提供に	で支障がない場合	看護小規模多機能 含は、この限りで	ない。			
	族との交流から、住宅	たの機会の確保 ⁵ と地又は住宅地。	舌宅介護事業所に や地域住民との交 と同程度に利用者 保される地域にあ	で流を図る観点	()	

第4 運営基準

項目	評	価	事	項	評	価	摘 要
1 内容及び手 続の説明及 び同意	あらかじ	め、利用申込者	居宅介護の提供(やその家族に対 を交付して説明:	し、次の事項を	()	〔条例〕第10条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1- 4(2)
	○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	者の勤務の体制 発生時の対応 処理の体制 するサービスの 施の有無 施した評価機関 価はまの開示状 申込者のサービ	の名称	施状況			
	(2) 指定看護	事項 夢小規模多機能型 全者の同意を得て	居宅介護の提供いますか。	の開始について	()	
	(3) (1)の文章	書の交付に代えて によって提供す	て文書に記すべきる場合は、以下に		()	
	込書書の報を報をを確合に	又はその家族か 交付に代えて、 を得て、当該文 理組織を使用する方法であ 方法」)により おいて、指定看	能型居宅介護事業 ら当該記記 中田用中での お記記 を を で で で で で で で で で で で で で で で り で で り で で り で り で り で り で り で り で り で り で り で り で り で り で り で り で り と り と	た場合には、文のは、文の情では、文の電子を電子を電子をできるででできる。できるのできるのできるのできるのできるのできるのでできる。			
	(7)	は(イ)に掲げるも 指定看護小規模彡 に係る電子計算札 使用に係る電子言 線を通じて送信	職を使用する方法の の 多機能型居宅介護 幾と利用申込者を 計算機とを接続す し、受信者の使用 たファイルに記録	隻事業者の使用 てはその家族の ける電気通信回 目に係る電子計			

項目	評	価	事	項	評	価	摘	要
1 内容及び手 続の説明及 び同意(続 き)	いるだり電話する	こ係る電子計算根 された(1)に規定 を通じて利用申う との子計算機には で子 で で で で で で で で で で が が で で で が が で で が が で が が に で が が が が	多機能型居宅 機能型居宅 を を を を を を を を を を を を を	アイルに記録 電気通覧に供 の閲覧に供 の使用事に係る に当該受けに 提供る場合に 子計算機に備				
	į į	っに準ずる方法 <i>に</i> しておくことがっ	ンー・ディー・ロ こより一定の事項 できる物をもって する重要事項を記	を確実に記録調製するファ				
	イル・	への記録を出力	利用申込者又はそ することによる文 なければならない	書を作成する				
	機能到利用	型居宅介護事業 申込者又はその	組織」とは、指定 者の使用に係る電 家族の使用に係る 続した電子情報処	子計算機と、 電子計算機と				
	り提 申込 電磁	供しようとする 者又はその家族に 的方法の種類及の	能型居宅介護事業 ときは、あらかじ に対し、その用い び内容を示し、文 なければならない	め、当該利用 いる次に掲げる に書又は電磁的				
	型		去のうち指定看護 者が使用するもの まのまず					
	⑤ ④の 居宅 ら文 を受し 者又し	規定による承諾 介護事業者は、 書又は電磁的方 けない旨の申出	を得た指定看護小 当該利用申込者又 法により電磁的力 があったときは、 し、電磁的方法に	はその家族か が法による提供 当該利用申込				
			申込者又はその家 た場合は、この限					

項	目	評	価	事	項	評	価	摘 要
2 提供禁止		を拒んでい ※正当なす ① 当該事 合 利用申 施 地域 ③ その他	ハませんか。 理由 事業所の現員から 事込者の居住地が 或外である場合 也利用申込者に対	小規模多機能型居 らは利用申込に応 が当該事業所の通信 対し自ら適切な指別	じきれない場 常の事業の実 定看護小規模	()	〔条例〕第11条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1- 4(3)
			や所得の多寡を	是供することが困り 理由にサービス提		()	
3 サー 供困 対応	難時の	らサービス提 該利用申込者 他の指定看護	供することが困 に係る居宅介護	勘案し、利用申込 難であると認めた 支援事業者への連 居宅介護事業者等 ていますか。	場合は、当 絡、適当な	()	〔条例〕第12条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1- 4(4)
4 受給 の確		及び要介記	護認定の有効期	保険者資格、要介間を確かめていま	すか。	()	〔条例〕第13条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1-
		は、その		会意見が記載され 指定看護小規模多 ていますか。		()	4(5)
	護認定 請に係 助	護認定の 請が行われ	申請が既に行われ れていない場合	い利用申込者につ れているかどうか は、利用申込者の るよう必要な援助	を確認し、申 意思を踏まえ	()	〔条例〕第14条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1- 4(6)
		であって』 が、遅く。	必要と認めると とも要介護認定	対して行われてい きは、要介護認定 の有効期間が終了 、必要な援助を行	の更新の申請 する日の30	()	
6 心身 等の	の状況 把握		ス担当者会議等	ては、介護支援専 を通じて、次の項		()	〔条例〕第88条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-4- 4(1)
		□ 利用者 □ 他の例 □ 福祉†		スの利用状況 状況 して行うサービス		()	
		利用者かるますか。	≫加りる場合は、	、当該利用者等の	円息を待(い			

項目	評	価	事	項	評	価	摘 要
7 居宅サービ ス事業者等 との連携	その他保 との密接	と健医療サービス そな連携に努めて		を提供する者)	〔条例〕第89条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-4- 4(2)
	適切に行ますか。	うため、主治の	たっては、利用者 医師との密接な連	携に努めてい)	
	に対して 支援事業	適切な指導を行 者に対する情報	際しては、利用者い、当該利用者にの提供及び保健医る者との密接な連	係る居宅介護 療サービス又	()	
8 身分を証す る書類の携 行	の提供に 回訪問時	当たるものに身	介護従業者のうち 分を証する書類を 家族から求められ していますか。	携行させ、初	()	〔条例〕第90条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-4- 4(3)
	提供に当 ※ 当該	たる者の氏名の	事業所の名称、試 記載がありますか 提供に当たる者の とが望ましい。	2 °	()	
9 サービスの 提供の記録	項目を、 利用票等	利用者の居宅サ に記載していま	居宅介護を提供し ービス計画の書面 すか。		()	〔条例〕第21条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1- 4(12)
	□ サー 保険 □ その	ビス提供日 ビス内容 給付の額 他必要な事項					
	した具体	的な内容を記録	居宅介護を提供し していますか。	た際に、提供	()	
	□ 提供 □ 利用 □ その	ビス提供日 した具体的なサ [、] 者の心身の状況 他必要な事項()	送迎の記録等)				
		だ法により、その	た場合には、文書 情報を利用者に対		()	

項目	評	価	事	項	評	価	摘要
10 利用料等の 受領	型居宅介記 一部として る地域密え 支払われる た額(利用	隻を提供した際 て、当該指定看 着型介護サービ る地域密着型介 用者負担額)の	該当する指定看護 には、その利用者 護小規模多機能型 ス費用基準額から 護サービス費の額 支払いを受けてい	から利用料の 見居宅介護に係当該事業者にを控除して得ますか。	(〔条例〕第91条 (準用第204条) [解釈〕第3-4- 4(4) ・居住、滞在及 び宿泊並びに食 事の提供に係る 利用料に関する
	能型居宅の る利用料の 機能型居宅 額(法定何	介護を提供した の額(償還払い 宅介護に係る地	該当しない指定看際にその利用者がの場合)と、指定 の場合)と、指定 域密着型介護サー れる場合)との間	ら支払を受け 看護小規模多 ·ビス費用基準	(,	指針(H17.9.7厚 生労働省告示第 419号) ・通所介護等に おける日常生活 に要する費用の 取扱いについて H12.3.30老企第
			ける額のほか、利 の額以外の支払を		()	54号)
	(記述) (記述)	居住の ひこう也で 音要で音な 音なで 同刊	費用 () と音句を でが一室の員 () と音句を でが一室の の供一的 養す提るとって がよりを では、 と合れ に とられ に 実例 で とられ に 実例 で とられ に 実例 に る と の に る や 施行	に地す 。 しにしる て係教力す事要域る あ て係、こ 日る養ラるにす以場 い 日るすと 常費娯オクおき 常費のは 生用楽ケラけま 常費では 生用楽ケラけれ 生用で認 活 に設づる な 活 のめ に 係備活材			
	(4) 上記(3)の	• /	収することは認めは、別に厚生労働がいますか。	-, -, -,	()	
	は、あられ	かじめ、利用者 容及び費用につ	5サービスの提供に 又はその家族に対 いて説明を行い、	し、当該サー	()	

項目	評	価	事	項	評	価	摘 要
10 利用料等の 受領(続き)	に係るサー は個別の全 保険給付金	ービスの提供と関 生活上の必要に別 の対象となるサー ハては、上記(3)	いるサービス及び 関係なく、利用者 なじて購入等を行 ービス提供とは関 の費用とは区分	がその嗜好又 うもの(介護 係のない費	()	
	金等の ・利用者 ・すべして ・ あいこ ・ 上記(つ留意点 音等の希望を確認 この利用者に一種 こいないか。 まいな名目で徴収 3)の利用料と重	お望者を募り実施 忍した上で提供さ 津に提供し、費用 又していないか。 複する費用ではな きを行っているな	れているか。 を画一的に徴 ないか。			
	(7) 指供ま ※ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ※ 定にす 領保利域 利域そ 食宿おそ介な 金も 護し。 収険用に 用のれ 事泊むの護い 融、	大規模の 一規模の 一規模の 一規模の 一様の 一様の 一様の 一様の 一様の 一様の 一様の 一様	居宅介護 (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E)	世 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(「項の2第4142 第4142 第142 第142 第月項の等医取(10 第月項)第除宅対費い成名 第月項)保居の療扱平厚局絡保介対費に成老 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項 第一項
	※ 医療系	系サービスの対値	象額を記載してい 町に係る自己負担 医療費控除の対	額として利用	()	
11 保険給付の 請求のため の証明書の 交付	能型居宅介護 の場合)は、 用者に対して	に係る利用料の 次の事項を記載 交付しています;	_	は質量払いは証明書を利	()	〔条例〕第23条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1- 4(14)
	□ 費用 ∅		見模多機能型居宅 1る事項	介護の内容			

項目	評	価	事	項	評	価	摘	要
12 指定看護小 規模多機能 型居宅介護	う、指定 計画的に	看護小規模多機能 行っていますか。		標を設定し、	()	〔条例〕	第198条
の基本取扱 方針	結果を公		スの質の評価を行 改善を図っていま					
13 指定看護小 規模多機能 型居宅介護 の具体的取 扱方針	での生活: 心身の状: て、通い: 軟に組み:	を継続することだ 況、希望及びその サービス、訪問	ては、利用者が住 ができるよう、利 の置かれている環 サービス及び宿泊 より、療養上の管	用者の病状、 境を踏まえ サービスを柔	()	〔条例〕 〔解釈〕 4(1)	第199条 第3-8-
	割を持つ		尊重し、利用者が の下で日常生活を か。		()		
	一的にな	らないように、 を営むことがでる	介護計画に基づき 利用者の機能訓練 きるような必要な	及びその者が)		
	とし、利 の他サー	用者又はその家族 ビスの提供の内容	ては、懇切丁寧に 族に対し、療養上 容等について、理 て指導を行ってい	必要な事項そ 解しやすいよ	()		
	者等の生1	命又は身体を保証	ては、当該利用者 護するため緊急や を行っていません	むを得ない場)		
	際の利用 記載してい	者の心身の状況』 いますか。	こは、その態様及 並びに緊急やむを	得ない理由を)		
	状態が続い	いていないです	9		()		
			暫しく少ない状態 ○1以下を目安と					

項	目	評	価	事	項	評	価	摘	要
型居の具	活養機 有機 完全 完全 完全 完全 。 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	可 明 等 切 い 以 び よ る	通いけい うくり かっかい かい いい い	スの提供、電話連 宅における生活を ていますか。 とは、1の利用者 ナービスを合い通 とする。また、通 供しない日であっ	連絡による見守 を支えるためにて概せしても、 通回及にでいました。 ではいかしても、 ではいかしても、 ではいかしても、 ではいかしても、 ではいかしても、 ではいかしても、 ではいかしても、 ではいかしても、 ではいかしても、 ではいかしても、	(
		な連携及	ビスの提供に当7 び看護小規模多 心身の機能の維持 ますか。	幾能型居宅介護計	十画に基づき、	()		
		宅介 法士	護サービス」とは 護のうち、保健的 、作業療法士又は 療養上の世話又は う。	市、看護師、准看 は言語聴覚士が利	護師、理学療 J用者に対して				
			ビスの提供に当たな看護技術をも、			()		
		(11) 特殊な看	護等については、	、これを行ってレ	いませんか。	()		
14 主治 との	か医師 関係	適切な看 いますか	<u> </u>	共されるよう必 要	要な管理をして)	〔条例〕 〔解釈〕 4(2)	第200条 第3-8-
		示を文書	ビスの提供の開始で受けています。	<i>j</i> ,		()		
		する づき 調整	の保健師又は看記 訪問看護指示のス 看護サービスが行 、看護サービスの な管理を行わなり	文書(以下、「指 行われるよう、主 D提供を行う看護	示書」)に基 治医との連絡 節等の監督等				
		医師	医とは、利用申込をいい、主治医り を受けることはで	以外の複数の医師					
		護小規模 スの提供	師に、看護小規 多機能型居宅介詞 に当たって密接を	護報告書を提出しな連携を図ってい	ン、看護サービ いますか。	()		
		診療 ず、 護小	看護小規模多機能所である場合には (2)の主治の医師 規模多機能型居実 の記載をもって付	は、(2)、(3)の規 の文書による指 ど介護報告書の提	記定にかかわら 示及び(3)の看 出は、診療記				

項目	評	価	事	項	評	価	摘	要
15 居宅サービ ス計画の作 成	画の作成((2) 介護支援! 当たって! び運営に!	に関する業務を打 専門員は、登録 は、前橋市指定別 関する基準を定る	員に、登録者の居 担当させています 者の居宅サービス 居宅介護支援等の める条例(平成26 体的取組方針に沿	か。 計画の作成に 事業の人員及 年前橋市条例)	〔条例〕 (準用第2 〔解釈〕 4(6)	204条)
16 法定代理受 領サービス に係る報告	画に位置付け 理受領サービ	られている指定 スとして位置付	合会に対し、居宅 居宅サービス等の けたものに関する 出していますか。	うち法定代	()	〔条例〕 (準用第2 〔解釈〕 4(7)	204条)
17 利用者に対 する居宅 サービス計 画等の書類 の交付	を希望する場 は、当該登録	合、その他登録	機能型居宅介護事者からの申出があ の居宅サービス計 していますか。	った場合に	()	〔条例〕 (準用第2 〔解釈〕 4(8)	204条)
18 看護小規模 小規模 多介護計画 及規模 とび 規模 とび 規模 との 規模 との 規模 を の 規模 を の の の の の の の の の の の の の の の の の の	いないサ に看護小 を、看護	テライト型事業所 規模多機能型居 師等(准看護師	員(介護支援専門 所にあっては、研 宅介護計画の作成 を除く。)に看護 こ関する業務を担	修修了者。) に関する業務 小規模多機能	()	〔条例〕 〔解釈〕 4(3)	第201条 第3-8-
成			小規模多機能型居 師等と密接な連携		()		
	作成に当	たっては、地域に ること等により、	小規模多機能型居 こおける活動への 利用者の多様な	参加の機会が	()		
	置かれてい 居宅介護 成するた	いる環境を踏ま; 従業者と協議の_ めの具体的なサー	者の心身の状況、 えて、他の看護小 上、援助の目標、 ービスの内容等を 計画を作成してい	規模多機能型 当該目標を達 記載した看護)		
	日々の様! ス、訪問 [・]	態、希望等を勘算	介護計画を基本と 案し、随時適切に 泊サービスを組み か。	通いサービ	()		
	作成に当	たっては、その「	小規模多機能型居 内容について利用 者の同意を得てい	者又はその家	()		
	作成した		小規模多機能型居 護小規模多機能型 すか。		()	·····	

項	評	価	事	項	評	価	摘	要
18 看護小規札 多機能型 宅介護計 及び看護 規模多機能 型居宅介	居 作成後に 画の実施 い 必要に応 で 行ってい	<u> </u>	看護小規模多機能の様態の変化等の 多機能型居宅介護	世型居宅介護計 の把握を行い、 護計画の変更を	()		
型点 しがる 報告書の付 成(続き)	乍 (9) 有護小坊 (2)~(8)	模多機能型居宅に準じて取り扱	っていますか。		()		
	護小規模	は、訪問日、提真多機能型居宅介	護報告書を作成し	していますか。)		
	護事業所 で、当該 支援事業 の求めが	ビス計画に基づ において短期利 居宅サービス計 者から看護小規 あった際には、 提供することに	用居宅介護費を算 画を作成している 模多機能型居宅介 当該看護小規模多	章定する場合 5指定居宅介護 ↑護計画の提供 5機能型居宅介	()		
19 介護等	援と日常	利用者の心身の 7生活の充実に資 いますか。			()	〔条例〕 (準用第2 〔解釈〕 4(10)	04条)
	拠点にお)負担により、利。 がける看護小規模 が介護を受けさせ	多機能型居宅介護		()		
	の食事や ション、	小規模多機能型 沙清掃、洗濯、買 行事等は、可能 に努めています	物、園芸、農作業 な限り利用者と従	を、レクリエー	()		
20 社会生活 の便宜の打	是 えた社会	外出の機会の確定生活の継続のたる	めの支援に努めて	こいますか。)	〔条例〕 (準用204 〔解釈〕)
供等	付申請等 はその家	ド日常生活を営む ・ 、行政機関に対 ・ 族が行うことが ・ 、代わって行っ	する手続等につい 困難である場合に	いて、利用者又	()	4(11)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	銭に 意を	としてその都度、 かかるものについ 得るとともに、 得る。	いては書面等をも	って事前に同				
	かけ等に	付、当該事業者によって常に利用されるよう努めて	者とその家族が多		()		
21 利用者に する市町 への通知	が、次の①、 意見を付して	、規模多機能型居 ②のいずれかに こその旨を市に通	該当する場合は、 知していますか。	遅滞なく、	()	〔条例〕 (準用第2 〔解釈〕 4(18)	04条)
	用に関す 度を増進	!由なしに指定看 る指示に従わな させたと認めら	いことにより、 れるとき。	要介護状態の程				
		他不正な行為にしたとき。	よって保険給付る 	ど受け、又は受				

項目	評	価	事		評	価	摘	要
22 緊急時等の 対応	を行って の他必要 等の必要	いるときに利用 な場合は、速や な措置を講じて		当生じた場合それの連絡を行う	()		第202条 第3-8-
	めて	おくこと。	をマニュアル等に					
	臨時応急	の手当てを行っ	<u> </u>	•	()		
23 管理者の責 務		の実施状況の把	及び利用の申し込 握その他の管理を		()	の11(準 条)	第60条 用第204 第3-2の
			に関する基準の規 行っていますか。	定を遵守させ	()	2-4(4)	
24 運営規程	指重事事業業業 実定い 世間 おおお おおま おまま は は まま	ト規模多機能型原 原を内容とする運 の目的及び運営 者の職種、員数 日及び営業時間 看護小規模多機 看護小規模多機	居宅介護事業所ごる 運営規程を定めてい の方針	いますか。 録定員並びに 定員	()	(準用第2	第101条 204条) 第3-4-
	□ 通常 □ サ 緊急 □ 非常 □ 【令	他の費用の額の事業の実施地だス利用に当た時等における対災害対策の防止のための和6年3月31日ま他の運営に係る。	っての留意事項 応方法 措置に関する事項 で努力義務】					
25 勤務体制の 確保等	提定 □□・・・・当か※ 従て※ 業	るよう。 事業所 ますまでになる。 ますまでにもののの配対 を者のでは、 を者のでは、 を者のでは、 をでしたが、 でいるのののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でののでは、 でのでのでのでは、 でのでのでは、 でのでは、 でのでのでは、 でのでのでのでのででいるででは、 でのででのでのででのでででででででいるでででででででででででででででででででで	時間 <u>等</u> ってサービスを提 影響を及ぼさない	勤務の体制をている。性しています業務について機会を確保し	()	の13(準 条)	第60条 用第204 第3-2の

項目	評	価	事	項	評	価	摘 要
25 勤務体制の 確保等(続 き)	有さない ために必				()	
	い者) に 修を受講		=)	
	る観点か 的な関係 な範囲を	ら、職場におい を背景とした言 超えたものによ 防止するための	機能型居宅介護の て行われる性的な動であって業務」 り従業者のの就美 方針の明確化等の	な言動又は優越 上必要かつ相当 き環境が害され	()	
	らな る。 □ 相談	い旨の方針を明 (苦情を含む。)	及びハラスメント 確化し、従業者に) に応じるための	周知・啓発す 窓口及び担当			
	※ カス上のi	タマーハラスメ 配慮を行うこと:	<u> </u>	に、雇用管理			
26 定員の遵守			「ス及び宿泊サー」 にを行っていません	,	()	〔条例〕第102条 (準用第204条)
	は、一時 のとする	的にその利用定	より特に必要と記 員を超えることに の他のやむ得ない	はやむ得ないも			〔解釈〕第3-4- 4(14)
		と認められる場					
	いサービ	スを提供したこ	ため、急遽、事業 とにより、当該登 が定員を超える場	登録者が利用し			
	において	サービスを提供	希望する登録者に したことにより、 用者数が定員を起	通いサービス			
	め、通い	サービスの利用	を兼ねたサービス 者数が定員を超え 特に必要と認めら	える場合			

項目	評	価	事	項	評	価	摘 要
27 業務継続計 画の策定等	続的に実 るための	施し、かつ非常	時において、サー 時の体制で早期の 務継続計画」)を 。	業務再開を図	()	〔条例〕第33条 の2(準用第204 条) 〔解釈〕第3-8- 4(5)
【令和6年3月31 日まで努力義 務】	「「「「「「「「「」」」」 「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「	係る業務継続計 からの実備え、体質 放組の実施、備質 放出の実施、体質 放大防対応・体制ので 大の業務が、の業務が、の きのフラインを いかが、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	制構築・整備、感 蓄品の確保等) 確立(保健所との 者との情報共有等 と設備の安全対策 ・設備の安全対策対 ・設にした場合の対 継続計画発動基準	染症防止に向 連携、濃厚接) 電気・水道 、 策、必要品の 、対応体制	()	
	(3) 従業者に	対し、業務継続	計画について周知	しています	()	
	_	対し、次のとおり	研修を実施してい	ますか。	()	
	び緊急 する。 定期的 時に心 の研修の 感染症に	急時の対応につい 内(年1回以上) は別に研修を実施 の実施内容を記録 係る業務継続計	·	を行うものと お、新規採用 症の予防及び			
	業務系表表表。 「「「「「」」 「「」」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「	継続計画に基づ を災害が発生 の(年1回以上) の実施内容を記録 係る訓練は、感 様と、災害に係 体的に実施して	録する。 染症の予防及びま る訓練は、非常災 もよい。	分担を確認す るケアの演習 ん延の防止の 害対策に係る	()	
		業務継続計画の	見直しを行い、必 ていますか。	安に応して業	()	

項目	評	価	事	 項	評	価	摘 要
28 非常災害対策	□ 非常多 消防系 準ずる	災害に関する具 去施行規則第3条	次のことを実施し 体的計画の策定 に規定する消防計) 及び風水害、地	画(これに	()	・消防法(昭和 23年法律第186 号)第8条第1項 ・消防法施行令 (昭和36年政令 第37号)第3条の
	上記載報及で	非常災害に関す び連携体制につ	び連携体制の整備 る具体的計画、関いての定期的な従 なの他必要な訓練	業者への周知			2第2項及び表第 一(六)項。 ・消防法施行規 則(昭和36年自 治省令第6号)第3 条第10項 〔条例〕第103条
	□ 訓練の (2) 消防計画の 火管理者 せていま	の実施記録の整 の策定及びこれ を置くこととさ すか。		の実施は、防その者に行わ	()	(準用第204条) 〔解釈〕第3-4- 4(16) ・社会福祉施設 における防火安 全対策の強化に ついて(昭和62
	業所 <i>は</i> 防計画	は防火管理につい 画に準ずる計画	いて責任者を定め、の樹立等の業務を	、その者に消 行わせる。			年9月18日社施第 107号)
		施に当たって、 めていますか。	地域住民の参加が	得られるよう	()	
29 衛生管理等	する水に		食器その他の設備 な管理に努め、又 。		()	〔条例〕第60条 の16(準用第204 条) 〔解釈〕第3-8-
	が発生し、 講じてい	、又はまん延し	居宅介護事業所に ないように、次に 力義務】		()	4(6)
	① 感染症の 員会の開		防止のための対策	を検討する委	()	
	□ 従業者		以上開催 会の結果を周知 防止のための指針	の敷借	()	
	□ 平常時 〈平常時 □ 事業所	寺の対策及び発 の対応〉 所内の衛生管理	生時の対応を規定 (環境の整備等) 策(手洗い、標準			,	
	□ 感染技 □ 医療材 の関係	犬況の把握 広大の防止 幾関や保健所、 系機関との連携	市町村における事	業所関係課等			
	,	等への報告 近内の連絡体制。	、関係機関への連	絡体制			

項目	評	価	事	項	評	価	摘 要
29 衛生管理等 (続き)	□ 年1	予防及びまん延回以上及び新規技 実施記録の整備	防止のための研修 采用時	の実施	()	
	年1 指針認	回以上及び研修内容に	防止のための訓練 基づく事業所内の	役割分担の確	()	
	□ 訓練 (3) 必要に応	実施記録の整備 じて保健所の助	した場合に実践す 言、指導を求める		()	
	(4) インフル ジオネラ		ー 管出血性大腸菌感 ては、発出されて		()	
	すか。		状況や健康状態を の適温の確保に努		()	
	(の) 空嗣設備 か。	寺により旭畝内	の通価の確保に劣	(A) (V'\$ 9	()	
30 協力医療機 関等			本としつつ利用者 じめ、協力医療機		()	〔条例〕第104条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-4- 4(18)
	(2) あらかじ いますか		療機関を定めてお	くよう努めて	()	
	等のため	、介護老人福祉	保、夜間における 施設、介護老人保 連携及び支援体制	健施設、介護	()	
31 掲示	事業所の見か。	しやすい場所に、	次の事項を掲示し	ています	()	〔条例〕第35条 (準用第204条)
	□ 看護 □ その	小規模多機能型別他の利用申込者の れる重要事項(『	用料の具体的な金 居宅介護従業者の のサービスの選択 事故発生時の対応	勤務の体制 に資すると認			
32 秘密保持等	当な理由		居宅介護事業所の 務上知り得た利用 せんか。)	〔条例〕第36条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1- 4(26)
	た者が、 又はその 置を講じ	正当な理由がな 家族の秘密を漏 ていますか。	居宅介護事業所の く、その業務上知 らすことがないよ	り得た利用者う、必要な措)	
	いる場合	·は利用者の同意 ·合は該当家族の	おいて、利用者の を、利用者の家族 同意を、あらかじ	の個人情報を	()	
33 広告	指定看護小	規模多機能型居	宅介護について広 又は誇大なものと		()	〔条例〕第37条 (準用第204条)

項目	評	価	事	 項	評	価	摘 要
34 指定居宅介 護支援事業 者に対する 利益供与の 禁止	定の事業者に	よるサービスを	の従業者に対し、 利用させることの 益を供与していま	対償とし	()	〔条例〕第38条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1- 4(27)
35 苦情処理	及びい ① 所につ ② 族る。 ③ ①	家族からの苦情に か。 談窓口、苦情処 おける苦情を処理いて明らかにして の対応の内容に ナービスの内容を について事業所	ついて利用申込者 と説明する文書に に掲示している。	適切に対応し 領等当該事業 る措置の概要 f又はその家 記載してい	()	[条例] 第39条 (準用第204条) [解釈] 第3-1- 4(28)
	市町村	けの苦情受付窓口 「を受け付けた場	、国民健康保険日 日も記載すること け合には、当該苦情	が望ましい。	()	
	るとの認 の向上に	識に立ち、苦情の 向けた取組を自	上を図る上での重の内容を踏まえ、 ら行っていますか	サービスの質 。)	
	により市場の求め	町村が行う文書。 又は当該市町村の 利用者からの苦	法第23条の規定 その他の物件の提 の職員による質問 青に関して市町村	出若しくは提 若しくは照会	()	
	必要な改	善を行っていま	·	•	()	
	を、市町	村に報告している			()	
	民健康保 査に協力	険団体連合会が? していますか。	利用者からの苦情 行う法第176条第1	項第3号の調	()	
	を受けた すか。	場合は、それに行	から(7)について打 従って必要な改善	を行っていま	()	
	(8)の改善 ています:	手の内容を、国民 か。	からの求めがあっ 健康保険団体連合	合会に報告し	()	
36 調査への協 力等	者の心身の状 能型居宅介護 行う調査に協	況を踏まえ、妥 が行われている 力するとともに ては、当該指導	機能型居宅介護に 当適切な指定看護 かどうかを確認す 、市から指導又は 又は助言に従って	小規模多機 るため市が 助言を受け	()	[条例] 第105条 (準用第204条) [解釈] 第3-4- 4(19)

項目	評	価	事	項	評	価	摘 要
37 地域との連 携等	は地 ^は れるi 運営i よるi	者、利用者の家族、 域包括支援センター 運営推進会議を設置 推進会議に対し活動 評価を受けるととも 助言等を聴く機会を	の職員、有識者 し、おおむね2 状況を報告し、i に、運営推進会i	等により構成さ 月に1回以上、 軍営推進会議に 議から必要な要	()	〔条例〕第60条 の17(準用第204 条) 〔解釈〕第3-2の 2-4(9) ・指定地域密着 型サービスの事 業の人員、設備
	り お	指定看護小規模多機だ 記対応型共同生活介 は、1つの運営推進 等を行うことで差し	護事業所等を併記 会議において、同	没している場合			及び運営に関する基準第3条の37 第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条
	1	テレビ電話装置を活り 者等が参加する場合(こと。					第1項(第88条、 第108条及び第 182条において準 用する場合に限
	1 12422	の事業所の運営推進 以下の条件を満たし	- 1,500 1 1 1 1 1 1 1	催する場合に	()	る)に規定す運 営推進会議を活 用した評価の実
		列用者等については[ライバシーを保護す		個人情報・プ			施等について (平成27年3月27
	□ <u> </u>	司一の日常生活圏域I と。	- 0	業所であるこ			日老振発0327第4 号・老老発0327 第1号)
		※ 事業所間のネッ範囲で、地域の 単位等内に所在すない。	実情に合わせて、	市町村区域の			
		合同で開催する回数/ 半数を超えないこと。		産すべき回数の			
		外部評価を行う運営 と。	推進会議は、単独	虫開催で行うこ			

項目	評	価	事	 項	評	価	摘要
37 地域との連 携等 (続 き)	して、各 点検(自 ついて、	·事業所が自ら提 己評価)を行う	供するサービス とともに、当該 おいて第三者の		()	
	※ 評価	の実施にあたっ	ては以下の点に	留意すること。			
	供上者向とて 識を	評価は、でないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	について振り返 り返り結果を当 がら、現状の課 組等について話 模多機能型居宅 について個々の	りを行い、その 変事質の を業質の を発明の を発明の ででいる ででいる ででいる ででいる ででいる ででいる ででいる でいる			
	行っ れて ると が第	評価は、運営推 た自己評価結果 いるサービスの ともに、利用者 三者の観点から や改善点を明ら	に基づき、当該 内容や課題等に 、市職員、地域 評価を行うこと	事業所で提供さ ついて共有を図 住民の代表者等 により、新たな			
	セン 知見	取組を行う場合 ター職員、指定 を有し公正・中 必要である。	看護小規模多機	能型居宅介護に			
	者の公を 和 る る る る る る る る し る る し る し る し る し る	ンターへの掲示	とともに、「介 く介護サービス ことが考えられ 載、事業所内の 掲示、市町村窓	護サービスの情情報公表システるが、法人の外部の者にも確りや地域包括支			
	己評 年度 お 事 会社	看護小規模多機 価及び外部評価。 老人保健健康増 自己評価・外部 」(三菱UFJリサ)を参考に行う 向上に資する適	の在り方につい 進等事業「複合 評価のあり方に トーチ&コンサル ものとし、サー	ては、平成26 型サービスにお 関する調査研究 シティング株式 ビスの改善及び			
		会議における報 、公表していま		、助言等の記録	()	
	う等の地	域との交流に努	めていますか。	携及び協力を行)	
		を積極的に受け		ス相談員を派遣 の密接な連携に	()	

項目	評	価	事	 項	評	価	摘要
37 地域との連 携等 (続 き)	と同一の建 多機能型居 る利用者以	物に居住する 宅介護を提供 外の者に対し	居宅介護事業所の 利用者に対して指 する場合には当該 ても指定看護小規 に努めていますか	定看護小規模 建物に居住す 関模多機能型居	()	
38 居住機能を 担う併設施 設等への入 居	るよう支援する その他の施設へ	ことを前提と 入所等を希望	居宅において生活しつつ、利用者がした場合は、円滑 が要な措置を講じ	が併設施設、 骨にそれらの	()	〔条例〕第107条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-4- 4(20)
39 事故発生時の対応	(2) 「おびは、おびは、いがはなが、分でが又生者)村報等は又毒者等他ぼのに平のてす、がはなが、分でが又生者)村報等は又毒者等他ぼのに平のてする。	次発がの発と析た発は しの対に告の は及のののす報お成状いの生起範生や結め生、た家し報し利 利び無天利事告け32況る対しき囲しり果の し賠 場族て告て用 用感断災用故対る年及。応たた等 た・を対 た償 合(連がい者 者染外又者 象事月 びたた等) 場ハ従策 場すに及絡必るの に症泊はの と故29事を場時) 場へ従策場すに及絡必るの に症泊はの と故29事を場時) 気に変をのでは近になるのに症泊はのとなるのとなるのに症治はのとなるのに症治はのとなるのとなる。	の対応方法を定め 連絡先、連絡方法 又は事故が発生し ト事例)には、そ 者に周知徹底する	て、 そのな 保しま介っ場 の 事 の設に 、取 置い報 う原ど 険てす護て合 他 等 発の重 社扱 にる告 に因、 にいか支いは 重 生損大 会要 ついがっ分発 入。 事。速 な 事影 祉(て 事)を持生 な な 事 を 人 故響 施前 記	()	〔条例〕第41条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1- 4(30) ・社会には ・社のでは ・社のでは ・社のでは ・発発取標 で で で で を 発 の で の の の の の の の の の の の の の の の の の

項目	評	価	事	項	評	価	摘	
40 虐待の防止	(1) 虐待の防 催してい	5止のための対策:	を検討する委員会	きを設置し、開	()	〔条例〕 の2(準用)	
	□ 委員成し□ 定期	会のメンバーは、 、責務及び役割分 的に開催している	分担を明確化して る。				条) 〔解釈〕〕 4(7)	第3-8-
	1	ような事項を検記 虐待防止検討委員		内の組織に関				
	2	すること 虐待の防止のため						
		虐待の防止のため と	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
		虐待等について、 制整備に関するこ						
		従業者が高齢者虐 への通報が迅速か に関すること						
		虐待等が発生した から得られる再発						
		⑥の再発の防止第 いての評価に関す	ること					
		結果を従業者に属			/	\		
	(2) 虐待の例でいます	j止のための指針; ⁻か。	を登佣 し、火の歩	目を盛り込ん	()		
		所における虐待の 防止検討委員会を						
	□虐待	の防止のための駅 等が発生した場合 等が発生した場合	合の対応方法に関	する基本方針				
	項	後見制度の利用す	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
	□虐待	等に係る苦情解? 者等に対する当記	央方法に関する事	項				
	□その	他虐待の防止の対	能進のために必要	な事項				
	カゝ。	5止のための研修:			()		
	口 年1	D指針に基づいた 回以上及び新規技 実施記録の整備	, , , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , </u>	の作成				
		に掲げる措置を	適切に実施するた	上めの担当者を	()		
		防止検討委員会の とが望ましい。	の責任者と同一の	従業者が務め				

項目	評	価	 事	項	評	価	摘 要
41 会計の区分	多機能型原 区分してい	居宅介護の事業 いますか。	するとともに、指 の会計とその他の	事業の会計を	()	〔条例〕第42条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1- 4(32)
	(2) 会計処理の われている		は以下の通知を参	考に適切に行	()	
	て (4	成13年3月28日					
	会計基		建福祉事業に係る。 ついて(平成24年)				
			投等に係る会計処 3月10日老計第8号				
42 記録の整備	(1) 次の諸記録 □ 従業者	录を整備してい *	ますか。		()	〔条例〕第203条 〔解釈〕第3-8-
	設備品金計						4(8)
	(2) 利用者に対		小規模多機能型居 を整備しています		()	
	② (項目 ③ (項目	13)身体的拘束等	ス計画 多機能型居宅介護 等の態様及び時間 びに緊急やむを得	、その際の利			
	⑤(項目 ⑥(項目 ⑦(項目 ⑧(項目	18) 看護小規模 9) 提供した具体 21) 利用者に関 35) 苦情の内容等	こよる指示の文書 多機能型居宅介護 的なサービスの内 する市への通知に存 等の記録 及び事故に際して	7容等の記録 係る記録			
	⑩ (項目	ての記録 37)運営推進会詞 きの記録	義における報告、	評価、要望、			
	(3) (2) の記録 すか。	について、完結	ちゅう ちゅう ち 年間の	保存していま	()	
	ては、契約 所、利用を 連のサート	的の終了(契約 者の死亡、利用 ごス提供が終了 議における報告	(2)①から⑨までの の解約・解除、他 者の自立を含む。 した日とし、⑩に 、評価、要望、助	の施設への入) により、一 ついては、運			

項目	評	価	 事	項	評	価	摘 要
43 電磁的記録 等	(1) (1) (2) (1) (2) (3) 指ビそ文等れがす面のる語が、	えて電磁的記録を より行っています 内記録による作成 章機に備えられた 気ディスク等をも 内記録による保存	を作がはつった。記ら製い電にったに、業人のようさで的に機成。、アで、、録れする磁備で、り準、者、う本こ。れは方とに及い事イ調、以をたる、事的え調で行い、及事ち、と以る、式がよくで、業ル製で、事フフ・項記ら製で、方に、で業、複が下も書、でる、存い等記るが、者イイースをたると法に、面そきじ(に気な報すの弱方です。等ルルーキ事フフーがに、対に、のる。被付的に対して、のの弱方です。等ルルーキ事フフーがに、対に、のる。被付的に対して、	下 電た に るィす り用磁り れ 一存、形さと関書人れさ 電た に るィす り用磁り れ 一存、形さと関書人れさ)	・係る切め(委働・テにラ働・の2閣経 第第第介に報いが、 第第介に報いが、 第第介に報いが、 第第介に報いが、 第第介に報いが、 第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二

項目	評	価	事	項	評	価	摘 要
43 電磁的記録 等(続き)	締結その他	也これに類する 音等の承諾を得	等(交付、説明、 ものをいう。)を た上で、以下の事	行う際は、事	()	
	説明及		付は、項目1(内2 意磁的方法による <u>』</u> ること。				
		等が同意の意	意は、例えば電子 思表示をした場合				
	の契約 名又は	関係を明確に	結は、利用者等・ する観点から、書 代えて、電子署名	面における署			
	るもの	•	によることができ がある場合を除き ること。				
	「医療・介いのための	↑護関係事業者 ○ガイダンス」 全管理に関する	人情報保護委員会 における個人情報 及び厚生労働省 ガイドライン」等	吸の適切な取扱 「医療情報シス)	

第5 届出等

項目	評	価	事	項	評	価	摘 要
1 変更、再開 の届出	る場合に 出ていま	は、変更日の2週 ミすか。	いて、次のいずれ 間前までにその旨		()	〔法〕第78条の5 〔規則〕第131条 の13 ・前橋市ホーム
		所の所在地(電					ページ(地域密 着型サービス事
	. , ,	所の建物の構造、	、専用区画等				業所の変更届)
	定員	*	V. 6) . 127	2 の本書 22	-		
			いて、次のいずれ 内にその旨を市長		()	
	事業	所の名称					
	申請 FAX)		る事務所の所在地	(電話、			
	申請	者の代表者の氏症	名、生年月日、住	所及び職名			
			条例等(当該指定 に関するものに限				
	事業	所の種別(病院、	、診療所、その他	の事業所)			
			名、生年月日、住	所及び経歴			
	□ 運営						
			歯科医療機関)の 医療機関との契約				
	介護概要		との連携体制及び	支援の体制の			
	□介護	支援専門員の氏症	名及び登録番号				
		上事業を再開した 目け出ていますか	ときは、10日以。	内にその旨を	()	
2 廃止、休止 の届出(事 前)	休止するとき		型居宅介護事業所の日の1月前まで すか。		()	〔法〕第78条の5 〔規則〕第131条 の13
3 介護給付費 算定に係る 体制等に関 する届出	毎月15 になされ いますか	5日以前になされ 1た場合は翌々月 ³ 。	増えるもの)の場た場合は翌月からから算定を開始す	、16日以降 つるものとして)	〔留意〕第1- 1(5)、5
	合は、そ	この旨を速やかに	等の要件を満たさ 届出ていますか。 生した日から加算	(加算が算定	()	

第6 介護給付費関係

項 目	評	価	事	項	評	価	摘	要
	の算定に関する		型サービスに要す 年3月14日厚生労(いていますか。		()	〔報酬〕 〔留意〕	別表8 第2の9
2 基本報酬の 算定	す □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	護い応数 か場末対 録を録 かに居物た 一定又、付り規該すを 築型っ 摂圧施 小てじを ら合日応 日結終 ら転宅に単 建看は軽き、模建る挟 物居て 別人ので 登にまし :ん了 看居介転位 物護外費高具多物。ん の宅も 所護入 環登、定 録はでた サだ日 護し護居数 の小形老齢体機と(で 管介同 生又居 後者録る た登は位 ビで利 規場業たす 義模、ホ向に型り一接 、事建 介認生物ので、 対象に対して で利 規場業にする を でした という は 一 にに見順 要する に 実 対 のに という に に しょう に に に ま に に ま に ま に に ま に ま に ま に ま に	場合的 という という という できる こう はい できる という できる	所びき か登登 冶 日 護看同て 事 要しを皆あいひな 僕な 介活域へ要そ ら録録 し 事護一い 業老ム指部るる建い 小る 護介密登介れ 登日終 た 業小建た 所人、す分場場築。 規場 護着護ぞ 録か了 日 所規物期 とホサもに合合物) 模合 特、型し状れ をら日 (と模で間 構一一の看やがや 多で 定地介を からま 契 同多はに 造 ビで護、該道 機 施域護			「報酬」 9、留 1(2)、 第	

項目	評	価	事	項	評	画	摘 要
2 基本報酬の 算定(続き)	護事業所 受けてい	において、指定を		能型居宅介護を	()	

介護給付費部分(加算等)については、以下の資料を用いて自主点検をお願いします。

- 1 加算等自己点検シート
- 2 各種加算・減算適用要件等一覧

前橋市ホームページ 【介護・高齢】各種加算等自己点検シート・適用要件等一覧

https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/4147.html

ホーム > 組織から探す > 福祉部 > 指導監査課 > 業務案内